

第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金審査業務仕様書

1 運営業務の名称

第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金審査業務

2 運営業務の概要

本業務は、第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金審査業務の負担軽減を目的とするもの。

業務の実施にあたっては、民間事業者のノウハウ等を活用し業務の迅速かつ適正な執行を図る。

3 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、業務の状況等により、期間満了前の契約終了の可能性はある。

4 事業費

¥23,867,371円（消費税を含む）を上限とする。

5 業務の内容

申請書類の審査、電話対応、システムへのデータ入力、発送作業、書類整理等

6 人員の配置場所

兵庫県庁（神戸市中央区下山手通5-10-1）

7 配置人員数

1日あたりの人数は、平日9:00～17:00で5名

※状況により、配置人員数の増減が生じる場合がある。

8 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (2) 業務遂行にあたり知り得た情報を他人に漏らしてはならない。また、業務を遂行するための個人情報の取り扱いについては、個人情報保護条例を遵守すること。
- (3) プロジェクト責任者は事業者が常時雇用している社員を配置する。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と事業者が必要に応じて協議するものとする。
- (5) 事業者選定後、契約に際しては契約保証金（契約金額の1割以上）を納入する必要があるため注意すること（財務規則第100条第1項に定める場合を除く）。